

技 第 6 2 3 号
令和 8 年 5 月 12 日

土 木 部 関 係 課 長 様
交 通 政 策 局 関 係 課 長 様
地 域 振 興 局 土 木 部 関 係 部 (所) 長 様
地 域 振 興 局 交 通 政 策 局 関 係 所 (副 部) 長 様
流 域 下 水 道 事 務 所 長 様

土木部技術管理課長

中東情勢に伴う原油の供給制限等の影響による資材輸送費の 取扱いについて（通知）

中東情勢に伴う原油の供給制限等により、資材高騰や納期遅延など、工事への影響が懸念されていることをうけ、令和 8 年 4 月 15 日付け技第 610 号「中東情勢に伴う原油の供給制限等による工事への影響に関する対応について（通知）」にて適切な対応を行うよう通知したところです。

今般、設計単価が工事現場渡しである資材（以下、現場渡し資材）について、資材メーカー側での輸送手段の確保が困難となり、工事受注者側で確保した輸送手段による費用（以下、別途輸送費）が必要となる事案が確認されています。

この状況を踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

1 対象

中東情勢の影響により、現場渡し資材について、資材メーカー側での輸送が困難となり、別途輸送費の考慮が必要となる工事

2 対応方法

- (1) 受注者は、現場渡し資材について、資材メーカー側での輸送が困難であることを証明できる資料※を添付の上、別途輸送費を考慮した上での単品スライドについて発注者へ協議

※資材メーカーによる証明資料の発行が困難な場合は、やりとりの記録（電話記録、メール等）でも可

- (2) 発注者は、打合せ簿及び資料の内容を精査

- (3) 精査の結果、承諾する場合は、下記により対応する

ア メーカー渡し資材単価（輸送費を含まない実際の購入金額）【A】^{※1}及び別途輸送費の見積等【B】^{※2}を受注者から提出

イ 【A】＋【B】が適当な購入金額であると認められる場合は、【A】＋【B】を「変動後の金額」としてスライド額を算定する

※1 【A】は、「建設工事請負基準約款第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル」1－5 スライド額算定に記載のある「実際の購入金額」に該当する

※2【B】は、受注者が自ら運搬した場合は見積となるが、運送会社のチャーター便等を使用した場合は、注文書等の金額を証明できる資料とすること

受信担当	文書主任	発信担当	積算情報班 長谷部、今井 (内線87-20-3426)
文書公開	公開	保存期間	5年
文書の取扱い	・全技術系職員に周知してください。 ・各地域振興局に対しては、地域整備部（本支局庁舎以外の事務所、分所等を含む）等あてに送信しています。配布、転送の必要はありません。		